賃貸管理　有限会社グルー　御中

**ペット念書**

**物件名　　　　　　　　　　　部屋　　　　号**

ペットの種類　　犬　　　　　　　　　　　　　　繁殖制限（有・無）

種類（血統等）　　　　　　　　　　　　　　　　雄・雌　　　　　　（　　歳）

1. 賃借人は、上記記載以外のペットを飼育しない（危険動物や凶暴性のある犬は不可）。飼育するペットに変更がある場合は事前に書面にて賃貸人に申し出て承諾を得る。
2. 賃借人はペットの糞尿による悪臭や鳴き声（長時間置いておかない、長く不在の場合はペットを同行するか、第３者に預ける。またさかりの時に鳴かせないようにする。去勢や避妊が望ましい。特に夜間や夏場に注意する。）ブラッシング等による抜毛の飛散で近隣に迷惑をかけないよう上記ペットを飼育する。
3. 専用部分以外では必ずリードをつけるか専用ケースに入れて持ち運びする。
4. 賃借人が飼育するペットが犬である場合は狂犬病予防法第5条に定める予防注射を必ず受けさせる。
5. 退去の際は賃貸物件の損傷、汚損（噛み癖のある犬の場合もあらかじめガードをし、噛む用品を与える。犬の場合は床にマットや絨毯を敷く）の修復及び臭いの除去費用の全額（敷金額を超えた場合も）を賃借人が負担し原状回復する。
6. 異臭（定期的に脱臭剤を置く。換気に留意する）等が残り次の入居者の入居ができない場合は臭いが消えるまでの家賃を負担する。
7. 排泄は指定のゴミ出しをする。もし散歩中に排泄があった場合は必ず処理をする。

常に清潔な環境を守るように努力する。

８．　ペットの洗浄（シャンプー、入浴）は必ず浴室を使用するものとし、共有部分では行わない

但し毛などによる浴室の配管の詰まり等には特に注意すること。ペットの排泄物は直接排水管には流さないこと。

９．　近隣よりの苦情が出た場合は速やかに改善策をとる。他の入居者や近隣住居者に迷惑をか

け、不快の念をいだかせる行為を行わせない。常に近隣には細心の配慮をすること。

１０． 登録されているペット以外の入室を固く禁じる。

**※入居の前にペットの届く木部（柱や床）は必ずダンボールやウレタンシートで**

**養生して下さい。（この部分の爪跡等は補修費用が高額になります）**

**※退去時にクロスは衛生上張り替えとなり、エアコン洗浄は特殊クリーニングと**

**なります。この費用は敷金より充当となります。**

　　　年　　月　　日付にて締結された上記物件の賃貸借に伴い、上記事項を遵守することを確約致します。上記事項に違反した場合は飼育許可を取り消され、２週間以内に飼育を中止します。それができない場合は即時本物件明け渡しを請求されても何らの異議申し立てをせず、速やかに本物件を明け渡します。

　　　　年　　　月　　日

上記内容を必ずお約束致します。

契約入居者　　　　　住　所

　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印